

返戻金制度について

プライマリー・アシスト株式会社

有料職業紹介事業許可番号

13-ユ-307131

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

①紹介手数料の80%を返金…入社後1ヶ月以内に退職した場合

②紹介手数料の50%を返金…入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合

※支払いは退職月翌月末日を期日とする一括払いとする

※不可抗力（地震、災害、事故など本人の意思に関係ない）により発生した場合は両者協議とする

※紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合にはこの返戻金制度は適用しません

※返戻金制度は人材紹介に関する基本契約書により別の定めをする場合があります

返戻金制度について

プライマリー・アシスト株式会社

関西支社

有料職業紹介事業許可番号

13-ユ-307131

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

①紹介手数料の80%を返金…入社後1ヶ月以内に退職した場合

②紹介手数料の50%を返金…入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合

※支払いは退職月翌月末日を期日とする一括払いとする

※不可抗力（地震、災害、事故など本人の意思に関係ない）により発生した場合は両者協議とする

※紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合にはこの返戻金制度は適用しません

※返戻金制度は人材紹介に関する基本契約書により別の定めをする場合があります